

經濟論叢

第 118 卷 第 3・4 号

哀 辭

故石川興二名誉教授遺影および略歴

国家独占資本主義論争における国家と社会……………	池 上 惇	1
合衆国の大規模農場経営の位置と その階級的 성격(3)……………	中 野 一 新	18
「プロシア型」農業進化の構造・序論……………	加 藤 房 雄	48
利潤の内部留保, 新株発行を含む マクロ分配理論……………	加 納 正 雄	70
アダム・スミスの国家論……………	中 谷 武 雄	83
差額地代論における資本主義的土地所有の形成……………	梅 垣 邦 胤	106
追 憶 文		
師 を 憶 う……………	出 口 勇 蔵	124

故石川興二 名誉教授 著作目録

昭和 51 年 9・10 月

京 都 大 学 經 済 学 會

「プロシア型」農業進化の構造・序論

——「大不況」期における農民経営と地主経営の事例分析——

加 藤 房 雄

「農業経営統計」Landwirtschaftliche Betriebsstatistik を中心的素材として19世紀末「大不況」Grosse Depression 期におけるプロイセン農業全般の進化の方向とその経済的性格についておこなった前2稿¹⁾での検討結果は、事実そのものが物語るところを通じて、当該時期のプロイセン農業における資本＝賃労働関係の進展による資本主義的矛盾の発展傾向を明示した。2ヘクタール未満の農地面積をもつにすぎない「零細経営」Parzellenbetriebe のプロレタリア的性格とその深刻化、「中農経営」mittelbäuerliche Betriebe すなわち5～20ヘクタールの経営階層における窮迫化・没落傾向や100ヘクタール以上の「大経営」Großbetriebe が顕著に示したその資本主義的性格の強化、これらの事実はずべて、「大不況」期プロイセン農業の構造的「変化」を規定する基礎過程、すなわちその資本主義的進化の諸条件の深化を特徴づけるものであったのである²⁾。

それでは、農業経営全般の生産＝経営の内実にかんするすでに確認済みのこの動きは、より具体的に、土地所有をめぐる対極としての農民経営と地主経営のそれぞれにおいてどのような特殊的現れ方を示しているであろうか。われわれは、まえの分析結果を踏まえて、プロイセン農業の構造的「変化」の総体把握にせまるうえで是非とも果しておく必要のある実証作業の重要な一環として、

1) 「農民層の分解と『エヌカー経営』の資本主義的進化・その一般的検証」を統一的なサブタイトルとする2つの拙稿、「19世紀末プロイセン農業経営の動向」および「19世紀末プロイセン農業経営の労働力構造と農業人口の階層構成」『経済論叢』第117巻第1・2号、第4号、1976年。

2) 19世紀末プロイセン農業経営全般の動向とその経済的性格については、注1)に示した2つの拙稿を参照されたい。

この点の検討を継続しなければならない。したがって、本稿以下予定の一連の研究の一般的課題はこうである。

そもそも、農民層の分解は、農民内部の農村ブルジョアジーである「大農」Großbauer を分出するブルジョア的な両極分解としてどの程度にまで進展していたのか。19世紀末の「大不況」期に大農が存在していたとするならば、その進化の程度およびかれらの経済的実力はいったいどのようなものだったのか。また、かれらはプロイセン農業においていかなる地位を占めていたのであろうか。他方において、資本主義的農業進化の動きは、現実のプロイセン地主経営＝土地所有のなかでどのような特殊的・具体的な展開を示していたのか。はたしてそれは、「半封建的なユンカー的生産関係の再生産」³⁾・「維持」⁴⁾(傍点引用者)を意味するものであったのか。土地所有者自身が同時に農業経営者をも兼ねるいわゆる「ユンカー経営」⁵⁾それ自体の経済的内部構造にはいささかの変化もなかったのか。さらには、この「ユンカー経営」における進化の具体的な様相が跡づけられたとしても、地主経営＝土地所有の発展構造を規定する要因としては、これだけで十分とみなしてよいか。そこにはこれ以外の別の局面はまったくみられなかったのであろうか。もしみられたとすれば、それはいったいなんであったか。

総じて、農民経営と地主経営それぞれの具体的存在形態の諸例に現れた進化の構造にかんする史実は、われわれにいったいどのような事態を描きだしてく

3), 4) 大野英二「ドイツ資本主義の歴史的段階——ビスマルク・レジームの性格規定——」『土地制度史学』第46号, 1970年, 52-53ページ。

5) わが国における「ユンカー経営」の通例的な用語法が意味するところを、ここではさしあたり次の2点に要約しておきたい。「ユンカー」はいわば承譜的に、以前の封建領主＝「グーツヘル」Gutsherr に連繫する。すなわち「グーツヘル＝ユンカー」の承譜論。これが第1。その剰余価値＝地代範疇としての「ユンカー的剰余価値」。すなわち、『地代』と『利潤』の未分離論。これが第2。(松田智雄『新編「近代」の史的構造論——近代社会と近代精神、近代資本主義の「プロシヤ型」——』1968年, 299-301ページ参照。)本稿以下予定の一連の研究の主要課題の1つは、われわれの当面の研究対象である19世紀末「大不況」期における現実のドイツ地主経営＝土地所有にかんする実証分析の結果えられた具体的な諸事実とのかかわりで、従来の研究史にあってほぼ共通の基本的認識となっている——その性格規定の著しい相違にもかかわらず——うえのような意味での「ユンカー経営＝土地所有」論再検討のための1・2の展望を与えることにある。

れるであろうか。またこれとかかわって、レーニンのいわゆる農業進化の「ロシア型の道」⁶⁾とは、そもそもなにか。なかんずく、われわれは19世紀末「大不況」期におけるその具体的構造をいかなるものとして把握することができるか。

もとより、すぐれて事実そのものにかかわる問題であるこれらの諸点の検討にとって、一連の系統的な個別事例分析が不可欠であることは、いうまでもない。本稿のさしあたりの課題は、農民経営と地主経営の事例分析を中心としたわれわれの実証作業の成果の一端を整理して提示することである。同時にそれは、従来のいわば「類型論」的ドイツ資本主義論ともいべきものにみられる通説的見解の再検討を要請する重大な論点ともかかわる問題的拡がりをもつものとならざるをえない。けだし、ドイツ資本主義にかんする従来の研究史は、あの「エンカー経営＝土地所有」の性格規定をめぐるいわば諸見解のジャングルとさえ呼べるほどの混乱した状況を呈しており、われわれの当面の研究対象である19世紀末「大不況」期にかんしてもそれは決して例外ではなく⁷⁾、さらにいっそう重大なことには、とりわけ特徴的な「類型論」的ドイツ資本主義論にあっては、この「エンカー経営＝土地所有」こそが、ドイツに独自のいわば固定化された「類型」をつくりだし、それを不断に「維持」・「再生産」する「基盤」にほかならぬ、とみなされているからである⁸⁾。したがって、「エンカー経営」が広範に存在するプロイセン国の東部諸州⁹⁾ *die ostelbischen Provinzen*, これがわれわれの分析対象の主たる場とされなければならない。

6) レーニン「1905—1907年の第1次ロシア革命における社会民主党の農業綱領」第1章の「ブルジョア的な農業進化の2つの型」『レーニン全集』第13巻、234—238ページ参照。

7) さしあたり、藤瀬浩司『近代ドイツ農業の形成——いわゆる「プロシヤ型」進化の歴史的検証——』1967年、34—44ページ参照。

8) 大野英二・住谷一彦「ドイツ資本主義分析と『資本類型』——ドイツ・ブルジョアジーの類型的把握によせて——」(下)『思想』第488号、1965年、99、106—107ページ；北條功「第2次大戦後の東ドイツにおける土地改革——『プロシヤ型近代化』の帰結——」『土地制度史学』第35号、1967年、17—18、23ページ；大野英二、前掲論文、52—53ページ参照。

9) Ostpreußen, Westpreußen, Brandenburg, Pommern, Posen, Schlesien, Sachsen の計7州。

I 農民経営の経済的内部構造

1 「農民村落」Landgemeinde と「領地区域」Gutsbezirk

「農民村落」は、「小都市」Stadtgemeinde および「領地区域」とともにプロイセンの下級行政単位「郡」Kreis を構成する重要な一環である。マイツェン A. Meitzen の古典的な資料¹⁰⁾を基にして作成した第1表に示されているとおり、それは、数のうえでも、その農用地面積・「純収益」Reinertrag の点からいっても「ユンカーに許された最大の特権」¹¹⁾としての「領地区域」より以上の地位を占めている。

第1表 19世紀中葉期のプロイセン東部7州における3つの下級自治体

	その数	農 用 地 Ertragfähige Liegenschaften				農用地の所有者	
		面積 Morgen	%	純収益 Taler	1モル ゲン あたり	その数	1人あたりの平均 所有地
小 都 市 Städtische Gemeinde	770	4832788	5.65	6651212	41	234918	21
農 民 村 落 Ländliche Gemeinde	25612	41333245	48.28	46024240	33	1071101	39
領 地 区 域 Gutsbezirk	15632	39444406	46.07	31068479	24	31730	1240
東部7州全体の合計	42014	85610440	100	83743932	29	1337749	64

出所) A. Meitzen, *Der Boden und die landwirtschaftlichen Verhältnisse des Preussischen Staates*, Bd. 4, 1869, SS. 464-465. より作成。

ドイツ農業にかんする従来の研究史にあっては一般に、「ユンカー経営＝土地所有」に主要ないわば最大の問題関心が注がれてきてすでに久しい。ドイツといえ、ほかのなにをいっても、やにわに「ユンカー」Junker および「ユンカー経営＝土地所有」を想起するのが、ドイツ農業にかんするわれわれの一般的なイメージであった、といっても過言ではない。もとより、ドイツ資本主

10) A. Meitzen, *Der Boden und die landwirtschaftlichen Verhältnisse des Preussischen Staates nach dem Gebietsumfange vor 1866*.

11) 村瀬興雄『ドイツ現代史』〔第9版〕1970年、23ページ。

義を論じる際に、「ユンカー経営＝土地所有」論がその1つの重要な軸にすえられねばならない点を否定するものでは決してない。しかし、従来の研究史において支配的な通説的見解、すなわち、「ユンカー経営＝基砦論」あるいはより端的に「プロシア型＝ユンカー経営一色論」とでも呼べるものには、尾崎芳治氏のいわゆる『「プロシア型」移行と農民層分解との、形式論理的な二律背反』¹²⁾にみあった1つのいわば重大な穴が潜んでいはいしないか。ドイツ農業・資本主義を語るためには、「農民村落」の経済的構造およびそこでの行政上・統治上の支配の主体、これらの点の解明を欠くことはできないのである。

2 「農民村落」の実態

20世紀初頭期における「農民村落」の実態について、ザクセン州、マクダブルク県 *Regierungsbezirk Magdeburg*, ノイハルデンスレーベン郡 *Kreise Neuhaudensleben* にある「ベルスドルフ村」*Dorf Belsdorf* を事例にとってその概観を与えよう¹³⁾。「ベルスドルフ村」には女・子供を含めて合計460人の

第2表 職 業 構 成

	農 業	自営業	商 業	労働者	その他	合 計
専 業	15	3	2	114	6	140
兼 業 1. 農 業	—	15	6	21	2	44
2. 自営業	15	—	—	1	—	16
3. 商 業	6	—	—	—	—	6
4. 労働者	21	1	—	—	—	22
5. その他	2	—	—	—	—	2
合 計	59	19	8	136	8	230

注) 全体の合計230人のうち45人が2重計算されている。したがって実在数合計は185人。

出所) F. Tangermann, *Die Landgemeinde Belsdorf am Anfang des 20. Jahrhunderts*, 1905, S. 101. より作成。

12) 尾崎芳治「レーニンの『2つの道』理論とイギリス革命の土地変革」『土地制度史学』第22号、1964年、65ページ。

13) F. Tangermann, *Die Landgemeinde Belsdorf am Anfang des 20. Jahrhunderts*, 1905. を資料として使用する。

人々が住んでいる。そのうち生業者は全部で185人である。第2表に挙げられている114人の労働者は「現物給付地」Deputatlandの耕作をおこなうものであり、そのかぎりでは農業者とみなされてよい。同村の生業者は、その大多数がなんらかの形で農業に携わる人々である¹⁴⁾。

「ベルスドルフ」における「全経済生活の中心」¹⁵⁾である農業経営の構造を概観しよう(第3・4・5表参照)。第1に、経営総数(59)の66.1%もの多数を占める2ヘクタール未満の経営階層の経済的地位はきわめて貧弱である。それは、2つの階層をあわせて経営面積・役畜のそれぞれ5.30%と2.08%をもつにすぎないし、1台の農業機械も所有していない。また、ここには雇用労働力はまったく存在しない。生産手段から自由な当該経営階層のプロレタリア的性格、あるいは少なくともそれに近似的な性格は明らかである¹⁶⁾。

逆に、20ヘクタール以上の大きな農業経営は、経営総数のわずか13.55%を占めるだけであるにもかかわらず、全経営面積の7割以上(72.85%)をもち、役畜・機械の不変資本についてもその7割近く(67.71%と65.88%)の多数を所有している。また、雇用労働力は、その大半(83.14%)がこの上位2経営階層

第3表 ベルスドルフ村の農業経営

	100ha 以上	20~ 100ha	5~ 20ha	2~ 5ha	0.5~ 2ha	0.5ha 未満	合 計
経 営 数	1	7	8	4	18	21	59
経営数の割合	1.69%	11.86%	13.56%	6.78%	30.51%	35.59%	100%
経営面積 ha	189.7	219.8	111.2	11.6	21.6	8.19	562.09
経営面積の割合	33.75%	39.10%	19.78%	2.06%	3.84%	1.46%	100%
1経営あたりの 平均規模	189.7	31.4	13.9	2.9	1.2	0.39	9.5

出所) F. Tangermann, a. a. O., S. 102. より作成。

14) Vgl. *ebenda*, SS. 16, 19.

15) *Ebenda*, S. 23.

16) 0.5ヘクタール未満の農業経営と農業従事者兼労働者とはその数が一致する(ともに21, 第2・3表参照)。最下層の経営者と後者とは同一人物である可能性が強い、といってよいだろう。これらの経営は「第2種兼業経営」にはかならない。

第4表 不変資本と可変資本

		100ha 以上	20~ 100ha	5~ 20ha	2~ 5ha	0.5~ 2ha	0.5ha 未満	合計
役 畜	馬	14	34	14	1	—	—	63
	牡牛	13	4	2	—	—	—	19
	牝牛	—	—	5	7	2	—	14
	合計	27	38	21	8	2	—	96
	合計数の比率	28.13%	39.58%	21.88%	8.33%	2.08%	—	100%
	1経営あたりの 平均数	27	5.43	2.63	2	0.11	—	1.63
機 械	合 計 数	19	37	28	1	—	—	85
	そ の 比 率	22.35%	43.53%	32.94%	1.18%	—	—	100%
	1経営あたりの 平均数	19	5.29	3.5	0.25	—	—	1.44
	蒸気脱穀機使用 時間(1経営あ たりの平均)	275	36.71	3	2.5	1.13	0.31	10.05
労 働 力	雇用労働力数	82	61	26	3	—	—	172
	そ の 比 率	47.67%	35.47%	15.12%	1.74%	—	—	100%

注) 機械合計数には蒸気脱穀機は含まれない。農業経営は蒸気脱穀機を所有せず、火夫 Heizer を伴う機械屋 Maschinist に脱穀を請け負わせている。Vgl. F. Tangermann, a. a. O., SS. 45-46.

出所) Ebenda, SS. 46, 102, 104, 106. より作成。

のもとにある。20ヘクタール以上層における生産手段の集積・集中と各種労働力の大量雇用の事実が確認されよう。

第2に、経営者と自家労働力の合計(a)と雇用労働力総数(b)との関係を調べてみよう。自家労働力が1人もいない100ヘクタール以上の大経営についてはいうまでもなく、それにつづく20~100ヘクタールの経営階層においても、後者(b)は前者(a)のほぼ倍にあたる多数を成している。逆に、2~20ヘクタール層に属する合計12の経営においては前者が後者を凌駕しており、下層に位置する2ヘクタール未満の2つの経営階層には雇用労働力はまったく存在しない。

したがって、20ヘクタール以上の大きな農業経営は資本家的な富農の経営で

第5表 1経営あたりの平均労働力数

	100ha 以上	20~ 100ha	5~ 20ha	2~ 5ha	0.5~ 2ha	0.5ha 未満	全体
自家労働力 Familienangehörige	—	3.4	3.8	4	2	0.95	2.1
(a) 経営者と自家 労働力の合計	1	4.4	4.8	5	3	1.95	3.1
雇用労働力	僕婢 Gesinde	22	4.3	1.8	0.5	—	1.2
	約定労働者 Kontraktarbeiter	8	—	0.1	—	—	0.15
	アインリーガー Einlieger	18	1.4	0.8	0.25	—	0.6
	自由労働者 Häusler	2	0.6	0.4	—	—	0.15
	季節労働者 Sachsengänger	32	2.4	0.3	—	—	0.9
	(b) 合計	82	8.7	3.3	0.75	—	2.9
平均労働力数の合計	82	12.1	7	4.75	2	0.95	5.1

注) 経営者は各経営階層についてひとしく1人と計算した。

出所) F. Tangemann, a. a. O., S. 106. より作成。

あり、最下層の0.5ヘクタール未満層はプロレタリア的な貧農の経営にほかならない。また、0.5~2ヘクタール経営階層の経済的性格は、最下層のそれに近似的である。このごく少数の富農の経営とその対極を成す圧倒的多数の貧農の経営とによってかたちづくられる対立的な資本主義的矛盾の関係——これが、「バルスドルフ村」の各農業経営階層間関係のいわば最も基本的な主軸なのである。

さらに、われわれは、189.7ヘクタールもの経営面積をもつ大規模農業経営の存在に注目しないわけにはいかない。この大経営は、「バルスドルフ村」の経済生活にあってまさにぬきんでた地位を占めている¹⁷⁾。雇用労働力総数の約

17) 大経営の耕地利用度の発展過程を瞥見しておこう(付表1参照)。最も重要な点はなんといってもやはり、1877年時点での甜菜栽培導入とそのたえまない拡張傾向である。その大規模栽培は1879年とともに始まっている。この1879年前後の時期は、大経営の全経済構造の改変にかかわる決定的に重要な転期を成している。第1に、季節労働者 Sachsengänger 雇用の開始は1877年であり、それは甜菜栽培導入の決定による。この点は、現物給与 Naturallohn の廃止と賃金の増大およびそれに伴う労働力構造の変容にかかわる。第2に、甜菜の栽培は、人工肥料の使用や改良農具の新規採用をもたす。一例をあげるならば、蒸気犁の恒常的使用は1879年にはじまっている。第3に、この経営者は、1878年における「アイルスレーベン甜菜糖工場」Zuckerfabrik

半分(47.67%)にのぼる82人も、きわめて多数の各種労働力の大量雇用をはじめ、役畜・機械等にかんするすべての指標がこの点を明示している。この経営者は、1705年の領主裁判所の文書にみられる13.5フーフエ Hufe (=101.25ヘクタール)の自由農地¹⁸⁾ freier Hof をもつ「完全農民」Vollbauer 上層の後裔と目され、われわれはこれを、グロース・パウアーの頂点的部分の1典型とみなすことができる。大農の頂点的部分は、その政治上の地位もまたきわめて高い。かれは、ヴェーフェンスレーベン Wefensleben 警察管区の「長官」Amtsvorsteher であり、「郡参事会」Kreisausschuss のメンバー兼「州議会」Provinziallandtag の議員でもある¹⁹⁾。「ベルスドルフ村」の「村長」Gemeinde-

付表1 大経営の耕地利用度

	禾穀類	油採作物	莢豆類	野菜	休閑地	じゃがいも かぶら	飼料用 作物	甜 菜
1854/63	43.6%	2.6%	7.3%	0.4%	0.6%	22.3%	23.2%	—
1864/76	43.8	1.8	8.6	0.3	0.7	23.3	21.5	—
1877	43.8	5	9.7	0.1	2.2	19.3	16.9	3.0%
1878	49.2	2.2	9.3	0.2	—	22.4	13.7	3.0
1879	48.9	2.6	7.1	0.9	—	15.7	9.7	15.1
1880	46.9	—	6.5	0.5	—	17.7	8.5	19.9
1881	47.4	3.1	3.9	0.2	—	13.3	12.8	19.3
1882	55.6	—	2.4	—	—	8.3	14	19.7
1883	47.8	—	5.2	0.6	—	9.4	12.9	24.1
1884/93	57.6	0.1	6.0	0.1	0.2	6.9	7.7	21.4
1894/1903	54.2	1.4	6.4	—	0.4	6.0	8.9	22.7

出所) F. Tangermann, a. a. O., S. 103. より作成。

Eilsleben の設立に参加しており、かれはたんなる農業経営者ではなく一種の産業企業家でもある。第4に、甜菜栽培ならびに甜菜糖工場の設立についてはこの大経営主が先鞭をつけたのであって、かれ以外の農業経営者によるその導入は、1879年後になってようやくはじまる。さきの「アイルスレーベン工場」同様の甜菜糖工場の、「ベルスドルフ」の近隣の地 Alleringersleben における設立には、大経営主を除く合計15人の農業経営者が参加している。その内訳は、20〜100ヘクタール経営階層の全員(7人)と5〜20ヘクタール層のうちの計7人および2〜5ヘクタール層の1人である。これは1つの例にすぎないが、「ベルスドルフ」の経済生活にあって、この大経営主の果すまさに主導的とさえいってよい役割は明らかであろう。

このように、甜菜栽培に伴う農業の集約化の著しい進展と大経営のいわば「産業的経営」Industriewirtschaft への発展、そして「農民村落」の経済生活全体の先頭に立つその主導的な地位には疑問の余地がない。Vgl. ebenda, SS. 32-34, 52-53; W. Zumppe, Die landwirtschaftliche Entwicklung des Rittergutes Munzig seit 1888, 1915, S. 76.

18) Vgl. F. Tangermann, a. a. O., SS. 5-6.

19), 20) Vgl. ebenda, SS. 86-87.

vorsteher 職は、「現在、最も大きな農夫のうちの1人の手のもとにある」²⁰⁾。したがって、20ヘクタール以上の経営面積をもつ富農8人のなかのどれか1人が「村長」である。富農あるいは大農、なかんずくその頂点的部分の経済・政治生活両面にわたる傑出した地位が確認されよう。

このようにして、20世紀初頭期の「農民村落」における農民層の分化・分解の状況、とりわけぬきんでたその頂点的部分を含む大農の経済的・政治的に優越した存在、プロイセンの行政＝支配機構の一翼をになうその重要な地位――これらの事実が明らかとなる。

3 大農の頂点的部分の存在形態

ブランデンブルク州、オスト＝ハーフェルラント郡 Kreise Ost=Havelland にある「大農経営」 grossbäuerlicher Betrieb にかんする分析をおこない、前節での検討を補完しておこう。

経営規模123.25ヘクタールのこの「大農経営」は、「主穀式経営」 Körnerwirtschaft の1典型であり、その耕地は7圃式の輪作によって「きわめて集約的に経営されている」²¹⁾。労働力構成についていうと、1893年から1896年の時期に6人いた「約定労働者」

第6表 経営資本と純収益 単位 Mark

kontraktlich gebundene

Arbeiter が、1901年から1906年にかけての期間には2人しかおらず、この時期の「ユンカー経営」においてみられた「ユンカー＝インストロイテ関係」の消滅傾向に対応した動きを示している点が注目される²²⁾。

	1893/96	1896/1901	1901/06
1. 経営資本	34637.17	41058.62	43995.86
2. 粗収益	25107.85	31809.79	37173.60
3. 経営費	24102.44	26657.91	29553.62
4. 純収益(2-3)	1005.41	5151.88	7619.98

注) 「純収益」は7.58倍に増大。

出所) W. Plessow, Die Landwirtschaft im Kreise Ost=Havelland, SS. 136-138, 140. より作成。

21) Vgl. W. Plessow, Die Landwirtschaft im Kreise Ost=Havelland, 1909, SS. 115, 117-118.

22) Vgl. ebenda, S. 128.

この「大農経営」の「経営資本」²³⁾ *Betriebskapital* は、着実な増大傾向を示している（第6表参照）。これは、19世紀末期における当該「大農経営」の資本集約化の漸進過程にほかならない。と同時にその「純収益」は、7.58倍にものぼる飛躍的な増大を示した。集約化の着実な進展と「純収益」のいわば驚異的な増大、これは、「大農経営」の「停滞」²⁴⁾あるいは「衰退」²⁵⁾・「後退」²⁶⁾どころか逆に、農業生産に占めるその地位のよりいっそうの上昇・向上をこそ物語る事実である。大農の頂点的部分の経営とは、プレソウ W. Plessow によれば「当該地域の最良の経営」²⁷⁾の1つなのである。

総じて、プロイセンの支配＝統治機構の一環を成す重要な位置にある「農民村落」内にみられる大農と貧農・農村労働者との対立的な資本主義的關係、そこでの経済的・政治的に傑出した大農の地位、なかんずく、農業経営において占めるその経済的地位のいっそうの上昇・強化を果し、同時に「ユンカー」に優るとも劣らぬ政治の実権をも兼ね備えた大農最上層のすぐれて支配的な存在——これはまさに、農民層のブルジョア的な両極分解とその帰結以外のなにもでもない。それは、19世紀末「大不況」期においてはすでに、100ヘクタール以上の経営規模をもつ大農の頂点的部分を分出するほどに進行していたのであった。われわれは、従来の「類型論」的通説にあってはいわば見落され、また、まったくといってよいほど重視されないのが常であったこの農民層の両極分解を、通説とはむしろ逆に、「プロシア型」農業進化の基礎過程の無視することのできない重要な一面とみなすことができる。

II 地主経営＝土地所有の発展構造

23) 「経営資本」は、「固定資本」*stehendes Kapital* と「流動資本」*umlaufendes Kapital* に大別される。前者はさらに機械・用具 *totes Inventar* と役畜その他の *lebendes Inventar* に二分される。「流動資本」とは穀種・肥料・現金等のことである。Vgl. *ebenda*, S. 136.

24), 25) 渡辺寛『レーニンの農業理論』1963年、84-88ページ参照。

26) 藤瀬浩司、前掲書、496-497, 502, 507ページ参照。

27) W. Plessow, *a. a. O.*, S. 146.

1 大農場の態様

コンラト J. Conrad の「農業統計的研究」, 「プロイセン東部のラティフンディウム *Latifundium*」²⁸⁾ を基にして作成した第7・8表は、19世紀末「大不況」期のプロイセン東部7州にある100ヘクタール以上の大農場の態様を示している。ここでの大農場の数は15634であり、「純然たる農民的性格」²⁹⁾ *rein bäuerlicher Charakter* をもつ大経営、すなわち大農の経営は含まれない。

第1に、500ヘクタール未満のいわば中小規模の大農場にあっては、地主居住農場と地主自己経営農場がきわめて高い比率を示している(82.93%と76.78%)。またここには、全地主居住農場の60.33%、全地主自己経営農場の61.39%が存在する。したがって、典型的な「ユンカー経営」とりわけこの500ヘクタール未満層に集中している、ということができる。第2

第7表 大農場の態様(1)

	100～ 500ha計	500ha 以上計	全 体
1. 1 地主の平均 所有農場数	1.04	1.97	1.42
2. (a)地主居住農 場の割合	82.93	41.32	59.26
(b)不在地主農 場の割合	17.07	58.68	40.74
計	100%	100%	100%
3. (a)地主自己経 営農場の割合	76.78	36.61	53.93
(b)貸出農場の 割合	10.06	28.36	20.47
(c)代理人農場 の割合	13.16	35.03	25.60
計	100%	100%	100%

注) ただし、その数772の「御料地」*Domäne* は含まない。また、ここでの農場規模は森林地の面積を含むものである。

出所) J. Conrad, 'Agrarstatistische Untersuchungen', *Jahrbücher für Nationalökonomie und Statistik*, N. F. Bd. 16, SS. 144-145. より作成。

第8表 大農場の態様(2)

	100～ 500ha計	500ha 以上計	全体の 絶対数
地 主 数	58.95%	41.05%	10987
農 場 数	43.12	56.88	15634
地主居住農場数	60.33	39.67	9265
不在地主農場数	18.07	81.93	6369
自己経営農場数	61.39	38.61	8432
貸出農場数	21.19	78.81	3200
代理人農場数	22.16	77.84	4002

出所) 第7表と同じ。

28) J. Conrad, *Agrarstatistische Untersuchungen*, in: *Jahrbücher für Nationalökonomie und Statistik*, N. F. Bd. 16, 1888.

29) *Ebenda*, S. 138.

に、500ヘクタール以上のいわば大規模な大農場になると、500ヘクタール未満層とは逆に、不在地主農場の割合が大きくなり、自己経営農場はその割合を著しく減少させている。すなわち、前者の比率は5割をかかなりの程度越える(58.68%)ほどであるのに対して、後者のそれは4割にも満たない(36.61%)。また同層には、貸出農場および「代理人農場」*administrierte Güter* のそれぞれ78.81%と77.84%が存在する。

このように、一口に大農場・大経営といってもそれは農場規模別に異なった様態を示すものであり、地主と経営者が同一人物である「ユンカー経営＝土地所有」だけが農場なのではない。以下においては、この点に注意しながら地主経営＝土地所有の典型的諸例にかんする実証分析を進める。

2 「ユンカー経営」の構造

東プロイセン州、ケーニヒスベルク郡 *Kreise Königsberg* にある「ミュゲン騎士農場」*Rittergut Müggen* は、272ヘクタールの農場規模をもつ典型的な「ユンカー経営」の1つである³⁰⁾。同農場は、19世紀の間に2度にわたる経営様式の改変をおこない、改良3圃制から穀草式を経て合理的輪作へといたる道をたどっている。ローゼ A. Rose によれば、それは1902年の時点においては、「厳密に考えるならばいまなおやはり穀草式ではあるが、事実上輪作にもうあと一歩である」ような経営になっている³¹⁾。

最初に、「ミュゲン騎士農場」における人的構成の変遷を跡づけた第9表を検討しよう。第1に、土地もち労働者にあつては、インストロイテがちょうど半分に減り³²⁾、デプタントがそれにとってかわっている³³⁾。第2に、「ユン

30) 分析の素材は、A. Rose, *Das ostpreussische Rittergut Müggen von 1860 bis 1902*, 1903. である。

31) Vgl. *ebenda*, SS. 9-13.

32) インストロイテについては、なお以下の2点に注意する必要がある。19世紀末から20世紀初頭にかけての時期にあつては、ローゼがいうように、「この範疇の労働者をみつけたことはきわめて困難であり、……多くの農場ではもっぱらデプタントだけが使われている」のであって、20世紀初頭においてすら4名ものインストロイテをおく「ミュゲン農場」はこの点についてはむしろ例外的な状況にあること。これが第1。第2に、インストロイテとその「補助労働者」*Scharwerker* が夏季にうけとる給料の支払い方法について、以前には、インストロイテが自分の「補

第9表 「ミュッケン農場」における人的構成

			1860年代 の年間	20世紀初頭		
				冬季	夏季	
使用人	I	支配人 Verwalter	1	1	1	
		監督 Kämmerer	1	1	1	
		監督の補助労働者 Scharwerker	1	—	—	
土地もち労働者	II	インストロイテ Instleute	8	4	4	
		その補助労働者 Scharwerker	16	8	8	
	III	デプタント Deputant	—	4	4	
		その補助労働者 Scharwerker	—	8	8	
土地をもたない労働者	IV	未婚の耕作労働者 Gespannknechte		5	2	2
		御者 Kutscher		1	1	1
		御者の補助労働者 Scharwerker		1	—	—
		羊番 Schäfer		1	1	1
		羊番の補助労働者 Scharwerker		1	—	—
		家畜番 Viehmeister		1	1	1
		家畜番の補助労働者 Scharwerker		1	—	—
		鍛冶工 Gutsschmied		1	1	1
		鍛冶工の補助労働者 Scharwerker		1	—	—
	V	日雇いの季節労働者	ポーランド人	—	—	7
			ポーランド人以外	—	—	1
合 計			40	32	40	

注) ただし、「分農場」Vorwerk 居住の「借家人」Hochmieter は除く。「分農場」の正確な大きさは不明だが、それはごく小さなものである。Vgl. A. Rose, *Das ostpreussische Rittergut Müggen von 1860 bis 1902*, SS. 9, 59.

出所) *Ebenda*, SS. 61-63. より作成。

カー」は、土地をもたない雑多な労働者なしには経営をなしたたせることができない³⁴⁾。第3に、20世紀初頭には夏季の臨時労働者が全部で8人存在している³⁵⁾。われわれは、第9表からさしあたりこれらの傾向・事実を知ることができる。また、1860年代からのほぼ40年の間に、労働者への「現物給与」全額の増加は約2倍にとどまっているのにならして、その「貨幣賃金」Barlohnは3倍強の増加を示した点が注意されなければならない³⁶⁾。

したがって、われわれは、マックス・ウェーバー Max Weber の口吻をかりて次のようにいうことができる。すなわち、「もっぱらもしくはほとんどもっぱら貨幣での支払いを受ける労働者の不断的増加」とその大量雇用、そして「貨幣賃金」の「現物給与」の増加より以上のそれ、したがってまたそのかぎりでの労働者全体の賃金労働者の性格の強まり——これらの意味で、「発展は」インストロイテからデプタントへの推移だけにとどまらず、「デプタント関係

、助労働者」2名の給料分を含むいわばこみの給料を支払われていたのであるが、現時にあっては、各自がそれぞれ個別に自分の給料をうけとるようになっている。このように、20世紀初頭における「補助労働者」の性格には一定の変化が生じており、いわばインストロイテの小経営主的性格の減退と並行して、「補助労働者」の農場内における直接的な雇用労働者の性格が強まった、と考えることができる。もとよりそれは、インストロイテの補助労働力としての性格を失っていないものの、同時に、「ユンカー」の直接的な雇用労働力としての性格をも一定程度強めている、とみなすことができよう。Vgl. *ebenda*, SS. 51, 56.

33) デプタントは、インストロイテの「脱穀収入」Drescherverdienst にかわる一定量の「現物給与」Deputat を受けている。インストロイテ、デプタントとも0.33ヘクタールの土地を与えられており、土地もち労働者であるという点においては共通の性格をもっている。Vgl. *ebenda*, SS. 52, 55.

34) インストロイテとデプタント以外の労働者はすべて土地をもっていない。すなわち、20世紀初頭の冬季にあっては6人の労働者が、夏季においては14人の労働者が、土地をもたない労働者であるかぎりにおいては共通している。他方において、インストロイテと季節労働者を除くすべての労働者は、「現物給与」をえているかぎりではデプタントと同じである。したがって、未婚の耕作労働者等の第IV群は、土地もち労働者と純然たる賃金労働者との中間に位置するいわば過渡的な労働者群にあたる、とみることができる。

また、御者・羊番・家畜番・鍛冶工がその「補助労働者」をことごとく喪失した事実から、これらの雇用労働力としての性格の濃厚化が推測されよう。Vgl. *ebenda*, SS. 55, 57-61.

35) 「職業統計」Berufsst Statistik に設けられている(C₉)範疇(=「土地をもたない農業労働者と日雇い労働者」)の1907年時点での他の労働者階層を圧した大量の存在は、「外国人労働者の導入と婦人日雇い労働者雇用の増大の帰結」だったのである。Vgl. *Statistik des Deutschen Reichs*, Bd. 211, Berufsst Statistik, Abteilung X, Die berufliche und soziale Gliederung des deutschen Volkes, 1913, S. 86.

36) Vgl. A. Rose, *a. a. O.*, SS. 63-64.

を」も「乗り越えて」いく傾向をもつ、と³⁷⁾。

次に「支配人」*Verwalter*の性格について検討をくわえよう。かれは、日曜日に「ユンカー」および「監督」*Kämmerer*とともに、むこう1週間の経営計画を相談し、その大要の決定に参画する。簿記の取扱いにも精通したかれの経験上の知識は、経営のこまごまとした問題の処理をまかされている「監督」の比ではない³⁸⁾。かれはまた、2000マルクもの年俸をえる高額所得者でもある³⁹⁾。このように、かれは「ユンカー」の労働者であるというよりもむしろ、農場の経営者の性格を相当強くもつものである、といつてよい。「ユンカー経営」——地主自己経営農場——においてすら存在するこの「支配人」とその農業経営上の地位・役割は注目に値する。すなわち、ここには、「ユンカー」の経営者の性格の一定の稀薄化と「支配人」によるその代位、したがって同時にまた、前者のいわば純然たる土地所有者の側面の濃厚化——これらの傾向が反映しているのである⁴⁰⁾。

上の人的構成の分析を補強する意味で、「ミュゼン農場」の「純収益」にかんする検討をおこなおう。第10表がそれである⁴¹⁾。第1に、「経営資本」から

37) Vgl. M. Weber, 'Entwicklungstendenzen in der Lage der ostelbischen Landarbeiter' [1894], *Gesammelte Aufsätze zur Sozial- und Wirtschaftsgeschichte*, 1924, S. 480.

38) Vgl. A. Rose, a. a. O., S. 57.

39) Vgl. *ebenda*, Anhang, Tabellen XI-XV.

40) さきの「代理人農場」とはこのような傾向をよりいっそう強めた農場であり、「代理人」の経営者の性格がより濃厚な農場であると考えられる。したがって、結論をややさきどりしていうならば、「代理人農場」の経済的性格は、すぐのちに検討する、土地所有と経営の分離がみられる借地農場および「御料地」農場のそれに事実上かなり近い、ということができる。

41) 付表2は、「粗収益」*Geldrohertrag* から「経営費」*bare Wirtschaftskosten* を控除することにより、それぞれの期間における平均の「純収益」をみちびきだしたものである。「地代と利潤の未分離」をその特徴とするいわゆる「ユンカー的剰余価値」は、この「純収益」のなかに体现している、ということができる。

付表2 純収益

	粗収益— 経営費
1860/1870	5294.40
1870/1880	9322.71
1880/1890	10264.18
1890/1902	6888.15

さて、第10表は、ローゼがおこなっている方法に基づいて、付表2に表示した「純収益」の内訳を算出したものである。その際、「経営資本」の利子率については、「すくなくとも6%によるその利子化が必要である」とするローゼの指示にしたがった。そこでたとえば、1860年から1870年にいたる時期の利潤部分平均、2382という数値は、 $39700 \text{ (すぐのちに掲げる付表3参照)} \times \frac{6}{100}$ として算出され、

出所) A. Rose, a. a. O., SS. 73-74. より作成。

の収益すなわち利潤にあたる部分は、時が進むにつれて着実な増加傾向を示している。第2に、これにたいして「土地=建物資本」 Grund=und Gebäudekapital からの収益、すなわち地代相当部分は最後の12年間に

第10表 純収益の内訳 単位 Mark

	経営資本からの 収益=利潤	土地・建物資本からの 収益=地代
1860/70	2382	2912.40
1870/80	2754	6568.71
1880/90	3324	6940.18
1890/1902	3840	3048.15

出所) A. Rose, a. a. O., SS. 73-75. より作成。

激減し、この時期にはついに利潤部分が地代部分を800マルクほど上回る関係になっている。したがって、この地代部分とかわかって「ミュゲン農場」に「封建的」ないしは「半封建的」な性格がみられるとするならば、19世紀末期の地代の激減に規定されるかぎりにおいて、この種の性格は衰退し、逆に、同農場は利潤部分の漸増傾向にみあってその資本主義的性格を次第に強化する発展を示した、ということが出来る。このように、『地代』と『利潤』の未分離なるままに結合する、ユンカー的剰余価値の構成変化のなかに、「ユンカー経営」

残りの地代部分2912.40は5294.40(付表2参照)からこの2382を控除することによってえられた。第10表のその他の数値についても計算方法はすべてこれと同じである。Vgl. ebenda, SS. 73-74.

付表3は、「ミュゲン農場」の資産構成比の推移を表示している。「経営資本」は絶対額で1.61倍になり、全資産中に占めるその比率を19.27%から23.88%へとたかめたこと、また、土地と建物すなわちいわゆる「土地=建物資本」は、絶対額においては1.23倍にふえたものの、その比率を80.73%から76.12%へと4.61%減少させたこと——これらの点が知られる。「経営資本」の漸増傾向に伴う、同農場における資本集約化の漸次的ではあるが着実な進展は明らかであろう。

付表3 資 産

	1860/1870		1870/1880		1880/1890		1890/1902	
		%		%		%		%
1. 土地と建物	166325	80.73	186270	80.23	193758	77.77	204000	76.12
2. 経営資本	39700	19.27	45900	19.77	55400	22.23	64000	23.88
2. の a) 機械・用具	8100	3.93	10450	4.50	12500	5.02	15000	5.60
2. の b) 役畜・その他	28800	13.98	31800	13.70	38500	15.45	42500	15.86
2. の c) 穀種・肥料・現金等	2800	1.36	3650	1.57	4400	1.77	6500	2.43
合 計	206025	100	232170	100	249158	100	268000	100

注) 土地と建物は1.23倍に、経営資本は1.61倍に増大。

出所) A. Rose, a. a. O., SS. 66-70. より作成。

それ自体の構造変化を、すなわちその集約化と資本主義化のいっそうの前進を読みとることができるのである⁴²⁾。

「ユンカー経営」の資本主義的進化の事実、ひとり「ミュゲン騎士農場」にのみ妥当するものでは決してない。ちなみに、ザクセン王国にある農場規模169ヘクタールの「ムンツィヒ騎士農場」Rittergut Munzig もまた、19世紀末の甜菜栽培導入により本格的な合理的輪作へとその経営様式を改変し、大量の賃金労働者を雇用する資本集約的のみならず労働集約的な「産業的経営」へと発展しているのである⁴³⁾。

3 土地所有と経営の分離

第11表は、プロイセン農業における借地関係の事例を表示している。「御料地」Domäne 農場、借地農場ともにブランデンブルク州のベルリン近郊に存在し、前者の農場規模は638ヘクタール、後者のそれは722ヘクタールでいずれも相当大規模な農場である。もっとも借地農場は「借地」Pachtung だけでなりたっているのではない。それは647ヘクタールで、残りの75ヘクタールは「経営者の私有地」Eigentum des Unternehmers である⁴⁴⁾。

42) ローゼは次のように述べている。すなわち、「ミュゲン農場」は、「人工肥料＝飼料の大量購入を通じて収穫を増大させることによって、できうるかぎり集約的に経営する——そのことにより農業を急襲した深刻な恐慌に対処」しようと努めた、と。いったん集約化へとその足を一歩踏み入れるや否や「ユンカー」は、没落に甘んずることができないかぎり、「より集約的な経営へと向かう発展途上の停滯」ein Stillstand im Fortschritt zum intensiveren Betriebe を許されないのである。ローゼンベルク H. Rosenberg の言葉を借りていうならば、深刻な農業恐慌の渦中においてこの「ミュゲン農場」の「ユンカー」は、その「収入の基礎」を「地代」Grundrente や「領主権」herrschaftliche Rechte ではなく、「以前にもまして」まさに「企業者利得」Unternehmergewinn にこそおき、いわば「純營業的観点 rein geschäftliche Gesichtspunkten にしたがって経営する」、「生産的大土地所有者 produktiv arbeitende Großgrundbesitzer の1階級」としての性格をいよいよ強化しないわけにはいかなかったのである。没落・衰退・解体に甘んずることのできぬ「ユンカー」は、利潤追求をその規定的目的とし推進の動機とする資本主義的生産へとますます向かわざるをえない。19世紀末の「大不況」は、「ユンカー経営」のこの資本主義的發展を著しく強める方向にとって大いに与って力あった、といえることができる。Vgl. ebenda, SS. 76, 80; H. Rosenberg, Die Pseudodemokratisierung der Rittergutsbesitzerklasse, in: H.-U. Wehler (hrsg.), *Moderne deutsche Sozialgeschichte*, 3. Auflage, 1970, S. 295.

43) Vgl. W. Zumpe, a. a. O., SS. 5, 68-92.

44) Vgl. H. Schrader, *Über die landwirtschaftlichen Verhältnisse in der Umgegend von Berlin*, 1907, SS. 57, 74.

「借地農業者は、全純収益のうち地代に相当する部分を、借地料として土地の貸出者に納めなければならない。借地農業者には、経営資本の利子にあたる額だけが残されることになる」⁴⁵⁾。このようにしてここには、

『「地代」と『利潤』の未分離なるままに結合する、エンカー的剰余価値』はみられない。2つの農場におけ

る土地所有と経営・機能資本の分離は明らかである。

これは、資本から分離した厳密な意味での近代的土地所有のいわばドイツ＝プロイセン的形態を、したがってまたいわゆる「3分割制」のドイツ＝プロイセン的形態を示すものとみなすことができる。「資本主義的生産様式を基礎とする近代社会の3大階級」⁴⁶⁾を成す土地所有者・資本家・賃金労働者の独立化とその対立的関係は明らかだからである。

また、さきにⅢの1.大農場の態様において指摘した貸出農場とは、地主の側からする借地農場の呼称にほかならない。したがって、全部で772ある「御料

第11表 借地関係の事例 単位 Mark

	「御料地」農場	借地農場
1. 粗収益 Einnahmen	296095.08	306760
2. 支出 Ausgaben	234258.27	240317.1
3. 純収益 (1-2)	61836.81	66442.9
4. 借地料 Pacht	24413.90	34241.5
5. 利潤相当部分 (3-4)	37422.91	32201.4
6. 賃金 Gehalt u. Lohn	66269.74	87094.6

注) 「御料地」農場の数値は1901年から1906年にいたる時期の年平均、借地農場のそれは1898年から1903年の間の年平均。

出所) H. Schrader, *Über die landwirtschaftlichen Verhältnisse in der Umgegend von Berlin*, SS. 66, 71, 81, 84. より作成。

第12表 貸出農場と「御料地」

1. 大農場総数	16406
2. 貸出農場数	3200
3. 「御料地」農場数	772
4. 2+3	3972
その比率 $\left(\frac{2+3}{1}\right)$	24.21%

注) 大農場総数は第8表での農場数15634に「御料地」農場数772を加算したもの。

出所) 第7・8表と同じ。

45) T. F. v. d. Goltz, *Geschichte der deutschen Landwirtschaft*, Bd. 2, Das 19. Jahrhundert [1903], Neudruck, 1963, S. 401, 山岡亮一訳, 『ゴルト 独逸農業史——十九世紀——』1938年, 449ページ参照。

46) マルクス『資本論』第3巻『マルクス・エンゲルス全集』第25巻, 第2分冊, 1130ページ。

地」に貸出農場数 3200 を加算した合計 3972 の相当多数の大農場には、多かれ少なかれ「3分割制」に近似的な土地所有と経営の分離の状況がみられる、といつてよい。それは19世紀末の「大不況」期にあってはすでに、農民経営を除く100ヘクタール以上のすべての大農場のほぼ4半分(24.21%)を成す比重を占めているのである⁴⁷⁾。

さらに、第13・14表は、東プロイセン州の「地主金融組合」Landschaft に

第13表 東プロイセン州における「不動産抵当制」の発展

	「不動産抵当制」のもとにある農場の数	不動産抵当の全額	増大の傾向		抵当利子率による抵当額の内訳				
			農場数	抵 当 額	3 %	3.5 %	4 %	4.5 %	計
1875	3924	128654825	—	—	—	14.3 %	20.7 %	65.0 %	100 %
1885	6628	214934975	+2704	+86280150	—	92.5	7.5	—	100
1895	10725	302253275	+4097	+87318300	3.2 %	96.8	—	—	100
1900	13328	359384150	+2603	+57130875	7.0	90.7	2.3	—	100
1905	14748	403938425	+1420	+44554275	4.9	85.4	9.7	—	100
1910	15940	455926150	+1192	+51987725	4.1	78.9	17.0	—	100
1912	16614	481371650	+674	+25445500	3.5	70.4	26.1	—	100

注) 第13・14表における抵当額・抵当利子の単位はすべて Mark である。

出所) W. v. Altmann, *Der landwirtschaftliche Kredit in Preußen*, Bd. I, Die ost-preußische Landschaft, S. 192. より作成。

第14表 大経営が納める抵当利子 1912年

100ha 以上の 大経営全体			100～250ha の大経営				250ha 以上の大経営			
経営 数	うち を負う 抵当 債務	償 務 の % 償 務 を 負 う 経 営	営 債務 を負 う 経 営	不 動 産 抵 当 額	1 の 平 均 抵 当 額 1 の 経 営 あ た り	1 の 子 の 平 均 抵 当 利 1 の 経 営 あ た り	営 債務 を 負 う 経 営	不 動 産 抵 当 額	1 の 平 均 抵 当 額 1 の 経 営 あ た り	1 の 子 の 平 均 抵 当 利 1 の 経 営 あ た り
3296	2844	86.3	1722	104870450	60900.4	2131.5	1122	213956200	190691.8	6674.2

注) 抵当利子率は3.5%として計算した。

出所) W. v. Altmann, *a. a. O.*, SS. 199, 202-203. より作成。

47) 借地農場・「御料地」農場および「代理人農場」の合計数は7974である(第8・12表参照)。前2者の経済的性格に事実上かなり近いと考えられる「代理人農場」数を加えて計算するならば、これら3者の比重は48.60%にまでたかまる($\frac{7974}{16406}$)。ドイツ＝プロイセンの大農場における土地所有と経営の分離の相当に広範な展開を無視することはできない。

かんする文献⁴⁸⁾を基にして「不動産抵当制」⁴⁹⁾ Hypothekarsystem の発展過程を概観したものである。第1に、不動産抵当債務を負う農場数と抵当額の増大傾向はきわめて著しい。19世紀末「大不況」期は、「不動産抵当制」のいわば飛躍的な発展をその重要な1局面とする時期でもあった、ということができる。第2に、抵当利子率3.5%の不動産抵当が、1910年代にはいってもなお最も大きな比率を占めている。第3に、100ヘクタール以上のすべての大経営のうち、その86.3%にものぼる大半の経営が「不動産抵当制」のもとにある。第4に、大経営が抵当利子の形態で「地主金融組合」に納めている地代は、1経営あたりの年平均をとった場合、100～250ヘクタール層においては2131.5マルクであり、250ヘクタール以上層にあっては6674.2マルクである。

「不動産抵当制」の発展は、一方において、抵当利子の納付者を名目上の土地所有者に変えていくと同時に、他方においては「地主金融組合」への地代＝土地所有の集積をもたらす。カウツキー K. Kautsky がつとに指摘しているように⁵⁰⁾、この場合、結局は借地制におけるのと同じ結果に帰着せざるをえない。すなわち、土地所有と経営の分離がそれである。「不動産抵当制」のもとにある農場とその不動産抵当額が漸増するにつれて、土地所有と経営の分離は傾向的かつ広範に進展していく。したがって、「不動産抵当制」の飛躍的な発展をみた19世紀末「大不況」期が一面においては、プロイセン農業にとって、土地所有と経営の分離の不断の進行をその進化の重要な1契機としていた時期でもあったことは、否定すべくもないのである。

総じて、典型的「ユンカー経営」に明らかなその資本主義的農業進化の前進、借地農場と「御料地」農場にみられる「3分割制」に近似的な状況、そして、

48) W. v. Altrock, *Der landwirtschaftliche Kredit in Preußen*, Bd. I, Die ostpreussische Landschaft, 1914.

49) K. Kautsky, *Die Agrarfrage, Eine Übersicht über die Tendenzen der modernen Landwirtschaft und die Agrarpolitik der Sozialdemokratie* [1899], Nachdruck, 1966, S. 86, 山崎春成・崎山耕作訳, 国民文庫, 第1冊, 142ページ。

50) Vgl. *ebenda*, SS. 86-91, 同上, 141-149ページ参照。

土地所有と経営の分離のドイツにおける特異な進行形態である「不動産抵当制」の発展——われわれが剔抉したこれら一連の事実、19世紀末プロイセン地主経営＝土地所有の発展構造を規定するその基礎的な諸要因にあたるものだったのである。